平成２４年（フ）第２７号
福井県坂井市丸岡町舟寄第73号26番地
債務者　林下とよ子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
福井市江端町1001番地　江端団地５号館442号室、旧住所福井市上北野１丁目15番６号
債務者　山崎　勝人
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
福井県坂井市三国町神明２丁目８番29号　玉谷アパート６号室
債務者　朝野　　洋
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
福井県鯖江市小泉町第22号74番地
債務者　木下　和男
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
福井市グリーンハイツ２丁目108番地　県営住宅３号館402号室
債務者　清水　和恵
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
長野県伊那市高遠町下山田727番地特定非営利活動法人ＳＡＬＡ気付、住民票上の住所長野県伊那市手良沢岡1768番地
債務者　登内　誠子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１３５号
兵庫県宝塚市中筋２丁目11番１―109号
債務者　舟越　真如
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１４４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番４―304号
債務者　古本　律子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０６２号
兵庫県西宮市小曽根町２丁目５番18号
債務者　竹中　泰子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県宝塚市逆瀬台３丁目11番１―506号
債務者　橘　　裕子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０６号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目27番19号スカイハイツ201号
債務者　長嶺　恵実（旧姓八十島）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９号
奈良県五條市西吉野町尼ヶ生46番地
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２１号
徳島県阿南市宝田町郡43番地11、前住所兵庫県伊丹市荒牧３丁目19番25―203号
債務者　今井　美香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１４３号
北九州市小倉南区北方１丁目４番22号
債務者　山口　　勲
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９１号
北九州市小倉南区徳吉東５丁目４番12―205号
債務者　永石　美佳
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１９号
北九州市小倉南区北方３丁目57番28号
債務者　寺岡　里美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県築上郡吉富町大字小祝788番地１
債務者　永谷　初生（旧姓下畑）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係